

報告事項ア

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、別紙のとおり報告します。

平成29年6月2日

鳥取県教育委員会教育長 山 本 仁 志

## 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について

平成29年6月2日  
教育総務課

行政機関個人情報保護法の一部改正に伴い、鳥取県個人情報保護条例が一部改正され、実施機関が非識別加工情報※を民間事業者に提供するための仕組みが作られる等の改正が行われた。

これに伴い、鳥取県教育委員会事務処理権限規程において、新たに生じる事務に係る事務処理権限の区分を定める等の一部改正を行うことについて、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条に基づく臨時代理をしたことについて、報告を行うもの。

※非識別加工情報とは…個人情報を加工して特定の個人を識別することができないようにしたもの。官民を通じた匿名加工情報の利活用を図っていくことにより、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資する。  
例：介護保険システムの情報を加工し、介護サービスのニーズ把握に活用

### 1 経緯

平成29年3月28日 鳥取県個人情報保護条例の一部改正 → 平成29年5月30日施行

5月29日 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正について、  
教育長臨時代理により決裁

※施行日を、鳥取県個人情報保護条例の施行日と同日にするため

5月30日 鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部改正の施行

6月 2日 教育委員会での報告（今回）

### 2 改正の概要

- (1) 新たに生じる個人情報ファイル簿の作成等の事務に係る事務処理権限の区分を定める。
- (2) 事務処理権限の区分を定めた別表中引用する鳥取県個人情報保護条例の条項を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成29年5月30日とする。

### <参考条文>

#### 教育長に対する事務の委任等に関する規則

(委任)

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (4) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

(臨時代理)

第3条 教育長は、前条各号に掲げる事務について緊急に処理する必要があると認める場合において、教育委員会を招集するいとまがないとき、又は教育委員会の会議が成立しないときは、これを臨時に代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により前条各号に掲げる事務を臨時に代理したときは、次の教育委員会においてこれを報告しなければならない。

鳥取県教育委員会事務処理権限規程の一部を改正する訓令

鳥取県教育委員会事務処理権限規程（平成22年鳥取県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第2（第9条—第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限					別表第2（第9条—第11条、第14条関係） 一般の事務に関する事務処理権限				
事項		事務処理権限の区分			事項		事務処理権限の区分		
種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者	種類	内容	教 育 長	専 決 権 者	委 任 決 裁 権 者
			教 育 次 長 等	課 長 等				教 育 次 長 等	課 長 等
略					略				
十一 公 文書に 関する 事務	略				十一 公 文書に 関する 事務	略			
	2 鳥取県個人情報保護条 例（平成11年鳥取県条例 第3号）に基づく事務の うち次に掲げる事務					2 鳥取県個人情報保護条 例（平成11年鳥取県条例 第3号）に基づく事務の うち次に掲げる事務			
	(1) 同条例第5条の規 定による個人情報取扱 事務の登録又は登録の 変更若しくは抹消（本 庁組織が要求した予算 に係る事業で取り扱う 個人情報に係るものに 限る。）	○			(1) 同条例第6条の規 定による個人情報取扱 事務の登録又は登録の 変更若しくは抹消（地 方機関が要求した予算 に係る事業で取り扱う 個人情報に係るものを 除く。）	○			
	(2) 同条例第6条第1 項の規定による個人情 報ファイル簿の作成及 び公表（本庁組織が要 求した予算に係る事業 で取り扱う個人情報フ ァイルに係るものに限 る。）	○							
	(3) 略				(2) 略				
	(4) 略				(3) 略				

(5) 略				
(6) 略				
(7) 略				
(8) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
(9) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（本庁組織が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）	○			
略				
略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
略			
四 鳥取県個人情報保護条例に関する事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第5条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）	○	
	(2) 同条例第6条第1項の規定による個人情報ファイル簿の作成及	○	

(4) 略				
(5) 略				
(6) 略				
(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（本庁組織が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理				
ア 重要なもの	○			
イ 軽易なもの			○	
略				
略				

別表第3（第10条、第11条、第14条関係）

一般の事務に関する事務処理権限

事項		事務処理権限の区分	
種類	内容	専決権者	委任決裁権者
		所長等	所長等
略			
四 鳥取県個人情報保護条例に関する事務	1 同条例に規定する事務のうち次に掲げるもの		
	(1) 同条例第6条の規定による個人情報取扱事務の登録又は登録の変更若しくは抹消（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報に係るものに限る。）	○	

び公表（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）					
(3) 略				(2) 略	
(4) 略				(3) 略	
(5) 略				(4) 略	
(6) 略				(5) 略	
(7) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（教育局等が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理	○			(6) 同条例第29条及び第30条第4項の規定による個人情報（教育局等が管理しているものに限る。）の取扱いの是正の申出又は再申出に対する処理	○
(8) 同条例第36条又は第42条の規定による提案の審査等（教育局等が要求した予算に係る事業で取り扱う個人情報ファイルに係るものに限る。）	○				
略				略	

附 則

この訓令は、平成29年5月30日から施行する。